

サントリーグループとペットボトルの「ボトル to ボトル」水平リサイクルに関する協定を締結



環境生活課 環境生活係 ☎(232)2114



協定書を手にする関係者

4月3日、町はサントリーグループと、ペットボトルの「ボトル to ボトル」水平リサイクルに関する協定を締結しました。

これは、使用済みペットボトルを新たなペットボトルに作り替えるリサイクルを、サントリーグループと共同で行うためのものです。

ペットボトルをペットボトル以外にリサイクルすると、使用後に焼却されてしまったり、リサイクルされても、多くの場合数回でリサイクルの輪がとぎれてしまったりします。

ペットボトルをペットボトルに作り替える「水平リサイクル」を行うことで、新たな化石由来原料の使用量を減らすことや、ペットボトルの再生先が「見える化」されることによるリサイクル意識の向上などが期待できます。

なお、町民の皆さまのごみの出し方に変更はありません。

今後も、町では、ペットボトルのさらなるリサイクル促進を図り、脱炭素・循環型社会の実現を推進していきます。

◆ペットボトルの適切な出し方

- ①キャップとラベルを外す。
- ②中を水ですすいでからごみに出す。
- ③キャップとラベルは、プラごみに出す。

L P ガスを使用している生活者の皆さんへ 支援金を給付します



県LPガス支援金コールセンター ☎(300)0734

町では、LPガス(プロパンガス)の価格高騰の影響を受けている生活者を支援するため、県LPガス協会を通して、LPガスを使用している人(事業用除く)に支援金を給付します。

支援金給付には申請が必要です

紙による申請の他、スマートフォンやパソコンでのオンライン申請も可能です。詳しくは、LPガス販売事業者から配布される申請案内をご確認ください。

◆申請期間 5月20日(月)～8月23日(金)

◆給付額 一律4千円

※申請案内が届かない場合は、お問い合わせください。



オンライン申請はこちら

グリーンカーテンコンテストを開催



環境生活課 環境生活係 ☎(232)2114

◆対象となる植物

つる性植物全般で、本年度に自ら設置したもの

◆対象者

- ・家庭部門 町内の自らが居住している個人住宅でグリーンカーテンを育てた人
- ・団体部門 町内の事業所、学校、保育所など

◆申込方法

申込用紙に写真を添付の上、環境生活課へ提出する(応募用紙は環境生活課または各センターにあり、町ホームページからもダウンロードできます。)

◆申込期間 7月1日(月)～8月30日(金)

◆表彰(各部門ごと)

- ・最優秀賞・優秀賞 1点
- ・入賞 3点



詳しくはこちら

農業委員と農地利用最適化推進委員を紹介



農業委員会 ☎(232)4924

任期満了に伴い、新しい農業委員を任命しました。また、農地利用最適化推進委員も併せて委嘱しました。共に3年間の任期となります。

◆任期 5月7日(火)～令和9年5月6日(木)

◆農業委員 ※敬称略

農業委員は、法により市町村に設置が義務付けられている行政委員会です。農地法などに基づく許認可の他に、農地などの利用の最適化(担い手への農地利用の集積と集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進のために活動しています。

氏名	行政区	氏名	行政区
うえむら たかひこ 上村 貴彦	馬場楠	ふるた けいすけ 古田 圭輔	新山
やの けいすけ 矢野 圭介	大堀木	やまだ ひろこ 山田 裕子	花立
よしおか たけひこ 吉岡 武彦	上津久礼	おおたけ みずず 大竹 美鈴	下津久礼
そうま かずゆき 相馬 和幸	入道水	たむら あきとし 田村 昭敏	緑ヶ丘
おがた こうし 尾方 孝司	新町		

◆農地利用最適化推進委員 ※敬称略

農業委員と力を合わせて、担当区域の担い手への農地集積や、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの活動を行います。

氏名	行政区	氏名	行政区
なべしま のぶお 鍋島 信男	井口	あきよし ゆうじ 秋吉 祐治	柳水
おがた けんご 緒方 賢悟	辛川	なかむら まさのり 中村 正徳	中尾
にしもと ほづみ 西本 穂積	中代	とず栖 ゆうじ とず栖 裕二	鉄砲小路
かまだ ひろあき 鎌田 博昭	出分	たかた かずゆき 高田 和幸	馬場
うめはら しんいち 梅原 眞一	下津久礼		



農地を売買・貸借・転用するときは ご相談ください



農業委員会 ☎(232)4924

自分の農地でも、農地法の許可なく売買・貸借・転用することは農地法違反です。これらを希望する場合は、速やかにご相談ください。

農地の売買・貸借・転用などは 許可を受けてから

農地は、食料生産に欠かせない国民の財産であり、地域の貴重な資源です。農業者が農業をするために農地を守ることや農業生産の増大を図ることを目的に、農地法で権利移動・農地転用などの制限が定められています。

農地の売買や貸借をするとき

農地を耕作目的で売買・貸借するときは、農業委員会の許可が必要です。

資産保有・投資目的の売買や、農地を取得する適格者でない場合には許可できません。

農地を転用するとき

住宅・倉庫・駐車場・山林など、農地以外のものに用途を変えるときは、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。

例えば、許可なく次のような行為をすることは農地法違反です。

- ・農地に家や工場を建てる
- ・農地に倉庫や牛舎を建てる
- ・農地を駐車場や資材置場ににする

まずは農業委員会事務局まで

農地法の許可には、農業委員会が審議や現地調査などを行うため時間がかかります。また、具体的な計画が必要になり、作成書類も多くあります。

農地を売買・貸借・転用する前に、早めに農業委員会事務局までご相談ください。